

## 会社法施行と経営状況分析の変更点 ⑨ 分析機関の業務取扱い上の変更点(その2)

### はじめに

「会社法施行と経営状況分析の変更点」の9回目の今回は、前回に引き続き、私ども、登録経営状況分析機関の業務取扱い上の変更点について解説してまいります。前回同様、一部国土交通省からの通達に記載されていない事項も含まれておりますので、この点、あらかじめご了承ください。

なお、いつものとおり、意見に亘る部分は私見でありますので、あらかじめご了承ください。

### 1. 事前確認項目(つづき)

#### (1) 確認項目

##### ⑤ 財務諸表の整合性

財務諸表の整合性に関する以下の数値の一致を確認しています。

- i) 『純資産合計』をはじめとする、貸借対照表の純資産の部に記載されている各科目の残高と株主資本等変動計算書の当期末残高に記載されている各項目の残高
- ii) 前期の株主資本等変動計算書の『当期末残高』と当期の同計算書の『前期末残高』(この確認項目は、2度目の会社法決算からの適用となります。)
- iii) 損益計算書と株主資本等変動計算書に記載されている、『当期純利益』
- iv) 損益計算書と完成工事原価報告書に記載されている、『完成工事原価』
- v) 【個人】前年の貸借対照表の『純資産合計』(旧様式の場合は、『資本合計』)と当年の同表の『期首資本金』
- vi) 【個人】貸借対照表と損益計算書の『事業主利益』

##### ⑥ 負の数値

以下の項目以外が負の数値となることはありませんので、この点、確認しています。

- i) 必ず負の数値となるもの  
『貸倒引当金』ほか、資産の部に計上する引当金の金額、『減価償却累計額』、『自己株式』
- ii) 正と負の両方のケースがあるもの  
『繰越利益剰余金』、『利益剰余金合計』、『株

主資本合計』、『繰延ヘッジ損益』、『その他有価証券評価差額金』、『土地再評価差額金』、『評価換算差額等合計』、『純資産合計』、『法人税、住民税及び事業税』(当期計上額より、還付額の方が大きい場合)、『法人税等調整額』

##### ⑦ 消費税等の処理方法

税抜方式による必要があります。ただし、免税事業者の場合には、税込方式によることが出来るかとされています。いずれにしても、個別注記表の重要な会計方針の項目のひとつとして、消費税等の会計処理方法を記載していただく必要があります。また、免税事業者が税込方式によっている場合には、免税事業者である旨、明記していただいております。

##### ⑧ 仮払税金、仮払法人税等

これらの科目を貸借対照表に計上することは、認められません。これら仮払税金等は内容により、その処理方法が異なります。還付されるもの場合には、『未収還付法人税等』または流動資産『その他』に振替えていただきます。還付されないものである場合には、その税金の性質により、『法人税、住民税及び事業税』または、販売費及び一般管理費『租税公課』に振替えていただいております。

##### ⑨ 仮払消費税、仮受消費税

これらも、⑧と同様に貸借対照表に計上することはできません。仮払消費税と仮受消費税を相殺し、仮受消費税のほうが大きい場合には、その差額を流動負債『未払消費税』または『未払金』に、仮払消費税が大きい場合にはその差額を『未収消費税』または流動資産『その他』に計上していただく必要があります。

### 2. おわりに

事前確認項目の解説は以上です。次回は、本テーマの最終回として、疑義チェックに関する取扱いの変更点について解説してまいります。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)